

町税の種類

税務課課税係 ☎65-2515

種類	説明
個人町民税	・前年の所得に課税される税金で、毎年1月1日現在で町内に住所のある方に課税されます。
法人町民税	・町内に事務所や事業所などがある法人の収益などに課税される税金です。
固定資産税	・毎年1月1日現在に土地、家屋、償却資産の所有者に課税される税金です。
軽自動車税	・毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車等の所有者に課税される税金です。
国民健康保険税	・所得や年齢、世帯人数に応じて算定され課税されます。 ※詳しくは、次ページをご覧ください。

町税の納付月

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税		第1期		第2期		第3期		第4期			
固定資産税	第1期		第2期		第3期		第4期				
軽自動車税	第1期										
国民健康保険税		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期

町税の相談

税務課収納係 ☎65-2515

病気や失業等の特別な事情により、町税を納めることにお困りの方については、分納等の相談に応じておりますので、お気軽にご相談ください。

軽自動車の登録・名義変更等の申告

税務課課税係 ☎65-2515

軽自動車等の所有者となった場合や、住所や氏名などの変更があった場合は申告手続きが必要です。

区分	届出先	登録	廃車	譲渡
・原動機付自転車 (125cc以下) ・小型特殊自動車 (トラクター等)	税務課課税係 ☎65-2515	・登録人の印鑑 ・販売証明書等 ・車名 ・車台番号 ・排気量	・ナンバープレート ・所有者の印鑑 ・代理人の印鑑*1 ・交付証明書	・新、旧所有者の印鑑 ・ナンバープレート*2 ・交付証明書
・軽自動車 ・二輪 (126cc以上250cc以下)	函館軽自動車協会 ☎48-2300	目的により必要なものが異なる場合がありますので、届出先の機関へお問い合わせください。		
・二輪の小型自動車 (251cc以上)	函館運輸支局 ☎050-5540-2002			

※1：来庁者が所有者本人の場合は不要

※2：ナンバーの変更を行わない場合は不要

国民健康保険

住民課国保年金係 ☎65-2513

国民健康保険『国保』は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるよう、みんなで支え合おうという制度です。

○国民健康保険の加入対象者

職場の健康保険（社会保険・健康保険組合・共済組合等）に加入している方や生活保護を受けている方などを除く75歳未満の方が、加入者（対象者）となります。

○国民健康保険税

所得や年齢、世帯人数等に応じて、医療分・後期高齢者支援金分・介護分を算定し課税されます。

○国民健康保険の手続き

	どんなとき	必要なもの
加入の手続き	他市区町村から転入したとき	・転入届提出時に加入・印鑑
	他の健康保険をやめたとき	・健康保険資格喪失証明書・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	・生活保護廃止決定通知書・印鑑
	生まれた子どもが国保に加入するとき	・印鑑・出生届出時に加入
喪失時の手続き	他の市区町村へ転出するとき	・国民健康保険証・印鑑
	他の健康保険に加入したとき	・資格を取得した健康保険証・国民健康保険証・印鑑
	生活保護を受けたとき	・生活保護開始決定通知書・国民健康保険証・印鑑
その他の手続き	被保険者が死亡したとき	・国民健康保険証・印鑑
	転居・戸籍の変動があったとき	・国民健康保険証・印鑑
	学生の子どもが他の市区町村へ転出するとき	・在学証明書または学生証・国民健康保険証・印鑑

○国保の医療給付

病気やけがで受診した場合、70歳未満の方は医療費の3割、平成26年4月1日以前に70歳の誕生日を迎えた方は1割、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方は2割となり、70歳以上で一定の所得者は3割の自己負担となり、残りは国保が負担します。

○その他の事業

他に国保は次のような給付事業を行っています。

事業名	内容
出産育児一時金	国保の加入者が出産したとき、42万円（または40.4万円）が支給されます。直接支払制度を利用した場合は、支給額と出産費用との差額分が支給となります。
葬祭費	国保の加入者が死亡したとき、3万円が支給されます。
高額療養費	同じ月内に、医療費の自己負担額が一定額以上を超えた場合、申請により超えた金額が支給されます。 ※該当する方には、診療月の概ね2～3か月後に役場からお知らせします。
移送費	移動が困難な患者が、医師の指示のもと、入院・転院のために移送されたとき（国保が必要と認めた場合に限り）に支給されます。
入院中の食事代の自己負担の軽減	住民税非課税世帯の方の入院中の食事代の自己負担額が軽減されます。入院前に窓口で申請をしてください。



後期高齢者医療制度

住民課医療児童助成係 ☎65-2513

後期高齢者医療制度は、少子化が進み、高齢者人口と医療費が増え続けていく中、国民皆保険を守り、高齢者の方が安心して医療を受けられるよう創設された制度です。

【対象者】

- 75歳以上の方
- 65歳以上75歳未満の方のうち、次に該当する方
 - 国民年金など障害年金1、2級を受給している方
 - 身体障害者手帳の1～3級と4級の一部に該当する方
 - 精神障害者保健福祉手帳の1、2級に該当する方
 - 療育手帳のA（重度）に該当する方

【医療機関にかかるとき】

北海道後期高齢者医療広域連合が交付する「後期高齢者医療被保険者証」を提示し、医療を受けることになります。
※新たに75歳になる方には、75歳の誕生日までに「被保険者証」を送付します。

【医療機関での自己負担】

医療機関での一部負担（窓口負担）の割合は、「一般」の方は1割負担、「現役並み所得者」については3割負担となります。

【限度額適用・標準負担額減額認定証について】

住民税非課税世帯の方は申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。医療機関の窓口で提示することで、一定額以上支払う必要がなくなり、食事代も減額されます。

【特定疾病療養受療証について】

厚生労働大臣が認める特定疾病（人工腎臓を実施している慢性腎不全、血友病など）の方は、申請すると「特定疾病療養受療証」が交付され、その疾患に係る同一月の同一医療機関の自己負担限度額が、外来・入院とも10,000円になります。医療機関にかかるときは、特定疾病療養受療証を提示してください。

【医療費が高額になったら】

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、超えた額が高額療養費として北海道後期高齢者医療広域連合から支給されます。対象者にはお知らせがいきますので必ず申請してください。

また、1年間（8月から翌年7月まで）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計して限度額を超えた場合には、超えた額が支給されます。

【コルセットなどを作ったとき】

医師が「治療上必要がある」と認めた、関節用装具、コルセットなどの治療用装具を購入した場合に対象となります。日常生活や職業上必要なもの、美容目的のものは、対象となりません。

【被保険者が亡くなったとき】

被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費3万円が支給されます。こちらの給付は、窓口へ申請が必要です。

【保険料について】

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と所得に応じて負担する「所得割」から構成されており2年ごとに保険料の見直しを行います。

また、世帯の所得に応じて保険料の軽減や減免があります。

【納付の方法】

特別徴収（年金からのお支払い）と普通徴収（納入通知書か口座振替でのお支払い）の2種類があります。

【保険料を滞納したとき】

特別な理由もなく、保険料を滞納し続けている方や納付相談に応じない方に対しては、公平性の観点から有効期限の短い「短期被保険者証」や病院にかかるときにいったん医療費を全額自己負担することになる「資格証明書」を交付する場合があります。保険料を納付期限までに納めることが困難な場合は、必ず担当課へご相談ください。

なお、詳しい内容につきましては担当課にお問い合わせになるか、以下のホームページをご覧ください。

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
<http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

国民年金

住民課国保年金係 ☎65-2513

○国民年金とは

年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなければなりません。被保険者の種類は次のとおりです。

種類	対象者	保険料
第1号被保険者	自営業者・農林漁業に従事している方とその配偶者、学生、家事手伝いなどの方	・毎年度、物価変動や賃金の伸びにあわせて調整され決定します。
第2号被保険者	厚生年金保険、共済組合の加入者	・毎月の給料から天引きします。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満の配偶者）	・本人負担はありません。

○国民年金の種類

種類	対象者
老齢基礎年金	65歳になったときに支給される年金です。老齢基礎年金を受けるためには、一定の加入期間が必要です。
障害基礎年金	国民年金の被保険者期間中に病気やケガなどにより重い障がいが残った方に支給されます。
遺族基礎年金	配偶者、子を残して亡くなった場合に支給される年金です。

○特別障害給付金

国民年金の任意加入期間中に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として『特別障害給付金制度』が平成17年4月より創設されました。

◆年金保険料を納めることが困難な場合は、保険料の免除、学生納付特例、追納等の制度があり申請することができます。詳しくは担当係までお問い合わせください。

